

議事日程第2号

平成30年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

平成30年3月20日（火）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 一般質問

平成30年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 平成30年3月20日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	11番	右田 正	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	木 場 一 昭		
教 育 長	長 浜 真 一		
総務課長	新田 敏郎	住民生活課長	大寺 和久
政策企画課長	池之上 和隆	観光交流課長	中島 裕二
保健福祉課長	城下 香代子	産業建設課長	久保 清隆
住民税務課長	安田 憲次	教育課長	高崎 満広
会計課長	上園 ひとみ	財政管財係長	馬庭 司
建設課長	寺田 貢治	総務チームリーダー	坪内 裕二郎
産業振興課長	舞原 利博		
職務のため出席した者			
議会事務局長	富尾 俊一		

平成30年 第1回 錦江町議会定例会会議録

平成30年3月20日（火）午前10時00分
錦江町議会議場

（開 会 ・ 開 議）

水口議長 これから本日の会議を開きます。ここで、欠席届の届け出がございました。窪農業委員会事務局長から本会議欠席の届け出がございました。ご報告いたします。

（日程報告）

水口議長 本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

水口議長 日程第1、一般質問を行ないます。順番に発言を許します。最初に、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員 はい、2番。

水口議長 2番浪瀬君。

〔2番浪瀬議員、質問者席へ登壇〕

2番浪瀬議員 おはようございます。私は2項目について通告をしておりましたけれども、まず1番目から入らせていただきたいと思います。

それでは通告にしたがいまして質問をいたします。まず1番目、町内事業者の育成支援についてでございます。町長選挙の選挙公約によると、新規事業や事業拡大にチャレンジする事業者に、無利子基金貸付制度を設けるとありますが、所信表明、施政方針においても実施の意向が見られないので、この機会にですね、町長に、時期、貸付金額、貸付内容について伺いたしたいと思います。

水口議長 はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、浪瀬議員の質問にお答えしたいと思います。新規事業や事業拡大にチャレンジする事業者への無利子基金貸付制度についてのご質問でございますが、町内で、新たに起業や事業拡大をしていただくことは、町の活性化には欠かせないことだと考えております。農業に関しましては、新規就者への機械購入等について、町単独の補助制度はありますけれども、今回の制度は、すべての業種を対象にしたいというふうに考えております。

開始時期、貸付金額、貸付内容については、今年の早い段階で決定したいというふうに考えております。貸付内容につきましては、運営経費ではなくて、設備投資に係るものにしたというふうに考えております。

町の財産の一部を貸し付けるわけですので、事業内容の審査、保証人、償還等に関する制度を十分に検討し、金融機関等を含めた検討委員会を設置して、具体的に進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

[木場町長、降壇]

2 番浪瀬議員

議長。

水口議長

はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

町長、ちょっと最初、選挙前、選挙後に言われた内容とですね、ちょっと私は違うんじゃないかと思うところがあります。

まず、町長、今ですよ、設備資金に主に充てるような貸し方でありましたけれども、いま、昔はですよ、約束手形ちゅうのがあって、いろいろして、現在もあるんですが、あまりもう聞かない言葉になりましたよね。やはり今の取引というのは、農家にしても商工業にしても、やはり現金か引落としということですよ。そういうことにおいて、やはり町民の借りたいと思っている方は、運転資金彼是にですね、借りたいと、そこを含めてですね、今回の選挙で、これはいい政策だと、判断をされたのだろうと思うわけですよ。今になってですね、早い時期、後でいつ頃か聞きますが、金融機関等を含めてという言葉も、私はおかしいような気がするわけですよ。何でかと言うと、12月20日、就任された日に商工会の金融懇談会がありまして、私も、会員全部に呼びかけてありますので、それはもう当然、私も出席して、金融機関、大根占の3金融機関も来られておりまして、その席の挨拶で、冒頭に、町長は、「金融機関もおいででありますけれども、基金も十分にありますので、貸付をしたい。」と、金融機関は関係なく貸せる言い方でありました。

そうなる、今になって金融機関を含めると、それは、今の考えでは金融機関に一旦お金を貸して、金融機関から融資をさせて長島なんかがやってる利子補給、全額なのかどうなのかわからないけれども、そういう考え方だろうと思うんですが、やはり設備投資だけだったらですね、ちょっと違反じゃないかなと、言ってることが前と違うんじゃないかなと思うんですが如何でしょうか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

特に事業拡大とか新規事業者というようなのを想定して提案しております。運営経費とかってのになりますと、極端に言うと、経営が苦しい方もいらっしゃると思うんですが、最初から運営経費にするということは、果たして事業拡大に繋がるのかなということも懸念されます。ですので、この点につきましては、新たに起業を興す人達、或いは現在の事業を規模拡大するっていうのが前提に立つべきではないかというふうに考えております。

2 番浪瀬議員

はい。

水口議長

はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

はい、町長、その設備投資をすること自体、新規就農をすること自体がですよ、それはもう事業拡大には入るんですが、やはり事業拡大というのはですよ、やはりお金をここに持ってて、持ってて何かあった時に買うとか、そういうのにやっぱり持つてる必要性ちゅうのはのは十分にあるわけですよ。そい、やはり、設備投資と同じように事業拡大という、私たちは捉え方ですよ。農家にしてもお金があれば、言い方は悪いですけども農協から飼料かれこれ取らなくても、もう他の業者から取って、安くで取って、それでやっていくというのはですね、それが事業拡大ですよ。利益を出す為に行なうのが、私は事業拡大だという捉え方をしております。みんなそれだったと思います。今、農家の人達も、「いつから貸してくれるんだろうか。」と、今の現状のなかで、やはり、お金が、余裕があればですね、それはいいですけど、余裕がない人達は、貸してくれるのであれば、それは、もうそういうふうですね、借りたいと思って、問い合わせの電話もきますんで、そはちょっと、町長が言われるのはちょっと、選挙公約で言われた内容と違ってきてると思うんですが。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

私は基本的に、事業拡大とか新たな事業にチャレンジする人というのを応援しましょうと言ってることには違いはないと思います。だから経営状態が悪い人達を支援しますよとか、或いは支払い彼是の為に使う為の資金を応援をしますよというのは、基本的には私自体はしていなかったと思うんですけども、ただ現金があって肥料を買うんじゃないくて、それは個々の経営者の自己資金をどうやって使うかというのは、個々の経営者の経営の考え方であろうというふうに考えております。

私が申し上げているのは、さっきから言いますけど、新しく事業を興す人、或いは規模を拡大する人、こういう方々を主に支援をしていきたいと思いますという考え方に変わりはありません。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

町長、なんか私の言い方がですね、悪かったのかもしれませんが、やはり、建物も建てるとか、新規にするとか目に見えるものじゃなくて、事業を拡大する為には、私は、さっき言った、なかなか経営が大変だから、そこに貸せと言うことではなくて、やはり事業を拡大するためには、やはり運転資金というのはですね、必要なんですよ、実際的に。町長は実際的に経営はされておられないので。

私は、この町長のですよ、このマニフェストを見た時に、これはいい制度だと思ったわけですよ。今からいろいろ銀行とのさっきの話もしましたが、なかなか銀行からはすぐ融資をしてもらえないと、そういうなかで、こういうふうにして貸付基金があるんだったら、後で聞きたいですけど、どこから持ってこられるのかですね、その辺も含めて、これはいい事業だなと、これはもう町内事業者にいい支援をしてくれると私も思ったし、借りたいと思ってる人は十分いると思うんですよ。それでいま、今になってですよ、もう私は新規事業者や事業拡大に取り組む人達に貸すんだと、それで、それも設備投資か新規でする人に限定しますという、ここですよ、ここでそれでは、前もって、前もって書かれてるのと違うんじゃないかなと町民は思うんじゃないかなと思うんですよ。それで、一番最初からそうだったと言われれば、それはもう、それで終わるのかも知れませんが、やっぱり町民の感情として、気持ちとしてですよ、これを見て捉え方、それから町長選のなかでいろいろと街頭演説されたなかで、それはそういうニュアンスでとってないと思うんですよ。だから、だからそれはもう今から基金貸付をされるんだったら、それはもう条例をつくって、どこから捻出して、ここに持ってきて貸付をしますよという条例をつくられるわけですから、今の段階で、それ

だけではだめですよじゃなくてですよ、やはり住民が思ってるのは、私はこれと違うと、今言われたことと違うと思いますので、それも含めてですね、今後、もう一回再検討されて、もう一回、新規農業の方とか事業拡大の目に見えるものだけじゃなくて、そっちも思ってるわけですから、その辺に変えていく考えはないですか。

水口議長

議員の方、私語は謹んで。はい、木場町長。

木場町長

基本的に考え方は、変わりませんが、どうしても、そういう運転資金とか、運営面でっていうのであればですね、別個の、また、制度かなんかを考えないと、基本的には、当然町の財産の一部を貸与する訳ですので、町の財産ですので、当然、そこには返済していく為の、いろいろな規則も定めなければいけませんし、そういう意味では、例えば設備投資だと、具体的にどういうものをいくら掛かりますよということで、後は借り入れる金額とかを明確にできますけれども、なかなか運転資金とか運営資金というのは正確に把握することもなかなか難しい、そういう観点もありますので、将来的にはそういう制度まで拡充していくということは不可能ではないとは思いますが、当面は、そういう設備、新規事業、そういうところに限定してスタートしていくべきではないかなと考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

ええ、わかりました。今、町長が公約したのは新規事業、新たに建物等々、目に見えるものにチャレンジしていく人達に支援をするという受け取り方になったんですが、私が言った運転資金かれこれについては、また、そっちの方も検討して、つくっていかれるという捉え方でいいのですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

少なくともスタートの段階では、そこまでは考えておりませんので、後は、この制度がうまく運用できて、起業する人達が多くなって、或いは規模拡大をする、農業でも規模拡大をすることによって機械をもう一台買うとか、そういう事業者が増えてきて、基金も運用できるようになってきて、なったらですね、どうしても運転資金の方をという需要が、今でも多分あるんでしょうけど、まずは当初のとおり、施設整備、機械整備、そういった、そちらの方を重点的にやっていきたいと考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2 番浪瀬議員 それでは、町長、さっき言われたですね、さっき言われたか、ごめんなさい、基金貸付、貸付をするということですよ、無利子で。銀行が何ではないんですか。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 審査は当然しないといけませんので、例えば資金関係の計画書とか、そういうのも当然提出をしてもらうことになります。そういう意味では、金融機関の方々がそういう審査彼是については、我々役場職員とか、そういう職員よりも優れた知能を持っているだろうということから、外部から、そういう審査に参加してもらう人達を参入することは決して悪いことではないかなと思って、金融機関という名称も入れたところでございます。

2 番浪瀬議員 議長。

水口議長 はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員 錦江町の貸付のですよ、基金のなかに畜産の振興資金がありますよね。あれは、あれは銀行は入ってるんですか。私は入ってないんじゃないかなと思うんですが。

水口議長 はい、木場町長。はい、木場町長。

楠木場町長 構成メンバーについては産業振興課長に答弁させます。

水口議長 はい、産業振興課長。

舞原産業振興課長 はい、ただいまの質問ですけれども、一応、畜産振興資金につきましては、技連会と、技連会の中に農協さんが入っていらっしゃいますので、金融機関というのは農協さんだけが入っているところです。以上です。

水口議長 はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員 はい、そしたらですよ、その金融機関というのは農協でいいという考え方なのか、また、現在そういうふうに審査をされておりますけれども、畜産振興基金はですよ、やはり滞納額が300万円そば、2百90何万あるわけですよ。結局、貸せるのは貸せたとしても、また取り出しの問題があります

が、現在、これは最終的な判断は行政が、錦江町がやってるんでしょうけれども、そのへんを、銀行にただ参考的に聞いただけなのか、銀行を入れるということになればですよ、そしたら畜産振興基金も今度は、調査の対象は銀行も入れないと、一つは銀行、一つは農協と技連会だけというのは、やはり、それで条例化していくなかではおかしくなっていくんじゃないかなと思うんですが。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

畜産振興資金の場合は、子牛とか、そういうことで農協との関わりが非常に深いということから、多分、審査に農協さんも入っていらっしゃると思いますが、今回の場合は農業だけに限らず、規模拡大、新規事業ですので、当然、商工会、商店街の人達も含まれておりますので、農協だけではなくてほかの金融機関も当然必要かなというふうに考えているところであります。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、わかりました。町長、私が言ってる言い方が何か責めている言い方に聞こえるのか、こういうのを打ち出されたわけだからもう少し柔軟に考えて、建物は建てられないけど、実際的に言えばですよ、ちょっとお金も持ってて、ちょっとこれも買ってみたいとか、その機械も2、30万の中古でも、買いたいとか、そう人達もたくさんいるわけですよ。それで、新規の人たちだけに貸すのかと、なんか大型の格納庫かなんか造った人にだけ貸すんだと。この人達は、意外と経済的にもいい人なわけですよ。それで、やはり町長に、こういうのを打ち出されたから、町長にやってもらいたいの、底辺という言い方はおかしいですけども、なかなか大変で、何も買うことができない、何が悪いんだろうかというような、そういう人達にですよ、目を向けてもらいたいということで、私は言ったわけですよ。その良い人達は、それは事業拡大をするにあたって、やはり持ってますよ。銀行もですね、町から借りなくても銀行が、借りてくれませんかという人達もいるわけですよ。そうじゃなくて、みんな、これを見て有難いなど、これをしてくれればいいんだけどなと思ったのは、やはり、なかなか、さっき言ったそういう大規模な人じゃなくて、困ってる人達が思ったと思うんですよ。それで、町長の政策のなかで、これはもう自らですよ、町長は総務課長を何年しましたという、いうのが分かってて、それなら財政的にも分かっててしてくるんだな、ということで、みんな支持をされた方も多いと思うわけですよ。だから、新規事業者、事業拡大にと私がわーっと言う、町長も、それはと言うかもしれませんが、そうじゃなくて、もう少し、その運転資金を5

00万貸せ、1千万貸せというのはですね、それはべらぼうかも知れないけど、そこに100万ぐらいで貸してもらえませんか。それで、ちゃんという形で払っていきますという何らかの、まあ500万借りる人も100万借りる人も条件は、借りるのは一緒ですけども、やはり返せない時には、こうこうしますよというのは保証人も取り上げるかもしれん、そうかもしれないけど、やっぱり上層ばっかいじゃなくて、底辺に貸してあげるような、無利子でという、基金というのはですよ、それじゃないかなと思うんですよ。銀行からだったら、いい人は借れますよ。借りたくても借りられないという人達が、これはいいと、こうしてくれればなと思ったんですが、そういうふうにはですね、やはり、ちょっと、町長、いけんか100万でもいくらでもですよ、運転資金に、500万ばっかい借りて貯金をしようかと思っっている人がいないだろうかと、頭の片隅でですね、思っているかもしれませんが、そうじゃなくて、私はそういう形では、してもらえないですかと、もう一回聞きたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

はい、やはりですね、町のお金が関わってくるので、基本的には間違いなく回収できるというのが大原則であろうというふうに考えます。そういう意味では、経営がうまくいなくて、運転資金がという人達に人情的には貸してあげたいという気持ちがないことはないですけども、やっぱり公金を基にするということであれば、返済の見込みが十分にあるということが大前提ではないかなあというふうに考えております。

2 番浪瀬議員

議長。

水口議長

はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

町長、ちょっと私とニュアンスが違って、この人は払ないよという人に貸してということではないんですよ。一生懸命頑張っって、この人は、見た時に返すと、それで、保証人もしっかりした人がついてるぞという人達にということですよ。だから、それなら、今までやってきたですよ、滞納額がたくさんありますよね、水道やってんないやってん。そいやればですよ、そいもないも一緒くたにならせんですか。今度は、仮に、経営がいいからと、設備投資に500万貸しましたと。それは、取り返せるという保証は何もないわけですよ、実際的に。振興基金、畜産振興基金であっても、それで子牛、子豚を売って、そんな時払ってもらえるだろうと思っってたのが、やっぱり滞納を、になってくる。もう、ある程度ですよ、もうこの人は、それは都会じゃ

なくて田舎だから、やっぱい、真面目で、自分の生活はなかなかやっても、給食費も払う人もおれば、お金を持ってても払わない人もいるかもしれんわけですがね。我が家はわっぜえよか生活をしちよっても、そいじゃなくて、このお金を借りて盛り上げていこうという、面接をして気持ちのある人にはですよ、そこを貸せませんじゃなくて、やはり少しでも貸せると、それはもう言われるように基金ですので、基金貸付、無利子ですので、もう無利子という条件が入ってるから、これに金利を付けるということは、もう公約違反になりますので、無利子で貸せんないかんわけですよ。ですよ。だから、やはり多く借りたい人もいるだろうけど、この100万があれば、なんや、堆肥を自分で買って、安いのを買って利益を上げることができるんだ、という人にもですよ、やはり目を向けるべきじゃないですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

さっきから申しますとおり、営農的な面で経営者が資金繰りをするというのは当たり前の事だろうと思います。で、どうしてもこれを借りたいというのであれば、何らかの意味で拡大をするとか、そういう計画性を出さないと、ただ今やってるのを、そのままやる、運営、営農する為にお金を貸してくれとなると、なかなか大変なので、そこでは、やっぱいここに書いてあるように、事業拡大に伴うということであれば、対象の可能性になるのかなと思いますので、どうしてもというのであれば、規模を拡大するとか、そういう新しい事業にチャレンジするとか、そこら辺を付け加えて、挑戦するというのであれば可能ではないかなあと考えております。全く今とおんなじ営農の状態でお金を貸してくれてなれば、全ての人が対象になってきて、当然のことながら基金そのものが対応できなくなるっていうことも当然考えられますので、そこら辺については、やっぱい対象になるべき人というのは、ある程度限定すべきではないかなあと考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、これ以上ですね、言っても、私の想いはどっかに止めていただいて、やはり、なかなか大変な人にも、さっき言われた何らかの方法、方策をしていただけるものだと思います。

近い時期にということでしたけれども、まず、いつ頃にですね、そういう制度を整備されて、議会の方にくるのか、今言ったように、基金の無利子の貸付というのは、もう変わらないとは思いますが、まず、時期をですね、貸付の時期を、町長も長くは待たせることはないと思いますので、いつも、新聞に載ってございましたとおりスピード感を持ってということでしたの

で、早いうちに上がってくるんじゃないかなと思うんですが、いつ頃の予定でありますか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

一応、6月議会を目途に貸付の具体的な要綱、内容等をお示ししたいというふうに考えております。実質的な貸付は、その以降になろうかと考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、6月議会ですか。いや、私は6月議会だったら今回の3月の施政方針彼是で出てきてもよかったんじゃないかなと思うところでありまして、なんか6月と言われると、後3ヶ月、その間に整備をされて6月議会に出てくるんでしょうから、ですけれども、6月だったら、なんか、さっきも言いましたけど、早い時期にですね、やはり、されて、3月の当初で、財政基金から繰り入れかなんかされるんだと思うんですが、なんか質問があったから6月んせんならねちゅう感じちゅう受け取り方をするんですが。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

12月、1月、2月ぐらいに掛けて、内々に検討はしてきました。ただ当初予算の関係、いろいろありましたので、当然のことながら、外部の人達も含めて制度内容に、充実を図るためには、やはりちょっと時間が必要かなあと考えております。

2番浪瀬議員

はい。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

そこで、町長、6月議会で通れば、基金運用条例が通ればですね、貸付をできると思うんですが、まず、貸付の最高限度額はどれくらいにされる予定なのか。運転資金じゃなくて、なんか事業拡大、新規ということですので、建物彼是、一般の方々全てにおいてという発言でしたので、ちょっとその辺と、それから、財源はですね、原資はどこから持ってこられるのか。限られたとこだと思うんですよね。いろいろ10ほど基金はありますけれども、目的の基金ですので、その辺は、どこから、どのくらい原資を持ってこられるのか、お聞きしたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

最終的には検討委員会で決定を、決定して案を作りますけれども、今のところ個人と法人に分けて融資額、貸付額の限度を設定をしようかなあと考えています。個人ですと300万から500万ぐらいの範囲かなあと考えております。法人ですと700万から1千万以内の範囲が妥当な金額ではないかなあとと思いますが、ここら辺についても、また検討委員会で詳細な金額を調整、決定したいと考えております。

原資につきましては、議員がおっしゃるとおり13ぐらいの基金があります。で、これらについては定額運用をする基金とか、いろいろ基金の種類もありますので、後、基金管理の面からも小口でいっぱい運用をしているのが実態ですので、小口で、小口で、いっぱい定期とか運用している実態がありますので、これも併せて基金の設置条例も改正していきたいというふうに考えております。そのなかで、新たな基金を設置するか、その基金から貸付をするかってことも含めて6月までに整理をしたいと考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、それはもう私がいろいろ言うより4年間、5年間行政の職員の中でトップと言われる総務課長をされた方ですので、何処から持っていったらどうのこうのと、それを質問したにしてもですね、もう勝てる訳はないので、あまり言いませんが、しかし、今、財政調整基金から17番目で、数でいけば合併振興基金まであるなかで、もう動かせるのは、合併振興基金が解釈によれば、それは町長が云々というのがありますので、できるかなあという、どっちかなあという判断はするんですが、それもちよっと難しいのかなあという、私の考えではですね、そうする時に、もう財政調整基金18億6千万そばの、いくらか取り崩して、これでいったら今、相当な数が要りますよね、法人が仮に1千万が10人来れば、もう1億、個人も、500万までやったら云々ですが、貸付はそういうふうにして、それか、もう地域振興基金ができるのかなというようなことですが、諸々どっかからとってきてということで、ある程度の、大体、想定した基金を組まれると思うんですが、もし基金が、今年6月に整備されて、条例が通って、2ヶ月後、3ヶ月後から貸し出しをしますということで、積んだ基金がですね、もし原資が足らなくなった場合は、また補充をさして毎年度貸していくのか、それから、もちろん借りる人はですね、無利子だから多いと思うんですが、毎年度原資を積んでいくのか、それか、それと、大体、いつ頃から貸し付けて何年頃から返済

という形にするのか、お願いします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

基金の話ですけど、まだ先程申しましたとおり、10いくつかある基金を今からちょっと整理をしたいと考えますので、最初の基金の金額をいくらにするとか、或いは、その基金が足りなくなった時に増額するとかかですね、そこら辺については、もうちょっと時間をいただきたいと思います。で、後、償還期間については、10年前後を、一応、予定を、据え置きのことも含めてですね、据え置きをしたら、通常の場合、1年か2年か、町が借りる場合も3年据え置きとかってのもありますけれども、3年据え置きはちょっと長いのかなあと考えますので、1年なのか、2年なのか、そこら辺も検討委員会のなかで縷々検討さしていただきたいと思います。概ね10年ぐらいを想定したいと、償還期間は。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

何回かこう、思い出し思い出しですね、質問が前後して、ちょっと申し訳がないんですが、基本的にマニフェストで出されていますので、金融機関は審査に入ったにしても、今言われたように、基金をどれかを、原資を持ってきてということですので、基金の貸付で無利子ということは、もう確定でいい訳ですよ。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

基本的にはそういう行き方をしたいと思いますが、基金の管理の事も含めて、内容的なことも最終的には6月に提案をさしていただきたいと思います。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、すいません。前後いたしましたけれども、それと、今、先程の原資の問題ですけれども、やはり一期4年間はですよ、やっぱり言われた訳ですので、もう該当する人がおって、やはり借りたいと、もう4年目に、4年目にですよ、したらお金がなかったということじゃなくて、やはり4年後、4年目にですよ、他所から戻ってきて新規就農をして、それで頑張っていて、また事業拡大をしたいという人がですね、出てくる可能性というのは十分に想定されるわけですよ。そういうなかで、4年間、約束は約束ですの

で、そこまでですね、対応をしていただけるのかをお聞きしたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

10年ぐらいで償還もして、元金もまた戻っていく訳ですので、補助金じゃなくて元金は戻ってくる訳ですので、そういう意味では、基金を当初いくら積むかはあれですけども、1回積んだ金額は、順次10年間の間に返ってくるようになりますので、引き続き、償還が計画的ずっと進めば、引き続き、貸し出しということは可能かなと考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、無利子で貸し出していただいて有難いことなんですが、また10年間で戻ってくるということですけども、やはり、問題は滞納だと思うんですよ。返還が無理だと、できないと。鹿児島県内です、20番目か24番目が錦江町の、上から24番目ぐらい、滞納率がある町だと、これは28年度ぐらいの調査ですけども、やはり、いろいろ、他のところは、少ないというところは不能欠損でボンボン落としてるかもしれませんが、やはり20番目ぐらいの回収率の悪さというのも事実でありますので、やはり、ちゃんとですね、その辺は回収をですね、今どのようにしてやるのかといっても、やはり本人の、ちゃんと最初で審査をされて、ちゃんと返してくださいよということですね、それしかないと思うんですが、その辺にも、もし町民の血税を貸す訳ですので、多くの人達にですね、その辺の回収、回収の、滞納が出た場合の云々というのは、今あれもこれも滞納があって大変困っておるんですが、町長が一番お分かりだと思うんですが、その辺の回収方法についてはどのようにされるつもりですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

今までの滞納の整理の仕方とかいろいろありますけれども、基本的には貸付の時の審査っていうのが、まず一番必要かなあと。後は、社会的な変動とか、いろんな、突然、事故があったりとか、いろんな関係で返せなくなったとか理由はあると思いますけれども、まず一番は、貸付の初期の段階の審査っていうのが、やっぱり一番肝心かなあと。で、そういう意味では、連帯保証人であったりとか、事業計画であったりとか、そこら辺を確実に審査していくことが、まず大事な一歩であろうと思います。後は、万が一、途中で滞納が出てきたら、連帯保証人も当然つけていただく予定でおり

ますので、そこら辺に協力をしてもらう、そういう方法しか、今のところないのかなと考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬銀

はい、やはり、何か行政の弱いところであってですよ、もう金融機関だったら差押えをしたり、それから、もう、抵当に入れている土地を、担保のものを処分したりするんですが、なかなか行政は、やはりそういうところまでですね、取り立てにいけないというのがありますけれども、基金貸付で無利子ということでされた訳ですので、6月議会にですね、また出てくるということですので、また、その時にも十分聞けるんじゃないかなと思っておりますので、時間もありませんので、2番目のですね、ふるさと納税について伺いをいたします。

選挙公約でですね、ふるさと納税返礼品の拡充を図り、ふるさと納税の目標額を5億円にするというのが出ておりましたけれども、返礼品についてはですね、どのようなのをして5億円達成を考えていらっしゃるのか聞きたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

現在、錦江町はふるさと納税がですね、29年度は年度途中でありますけれども、3千5、600万円ぐらいであります。前年度が5千万ぐらいですので、大分減少しております。これについては、総務省から返礼品率を50%から30%にしろとか、いろんな、そういう指示があったことが大きな要因であろうと思いますけれども、他の町村の状況をみてみますと、もちろん返礼品率が30%を超えるところもあるんですが、返礼品の、品数が本町よりも多いところが結構あるようです。後、例えば友好市町村と提携をして、自分の町の生産物ではないんですけど、姉妹市町村と連携をして、姉妹市町村の商品を自分の町の返礼品として取り扱ったり、そういうところも最近は多く見受けられます。で、後もう一つは、今、例えば一万円返礼をしますと3千円相当の品物が一つの品物だけなんですけれども、これを例えば千円分ずつ分けて三つぐらいの三種類ぐらいの詰め合わせセットを作るとか、そういう取り組みもしたらどうだろうかというふうに考えております。後もう一つは、地元で非常に著名な商品もありますので、そういうのを返礼品の商品に取り込めないかということも考えております。後もう一つ、大きな要点は、町人会を通じて錦江町と縁のある人達に、もっと積極的にふるさと納税に対する取組をアピールしていきたいというふうに考えております。

2 番浪瀬議員

議長。

水口議長

はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

まず、町長選の前に新聞では3億円と載ったんですよね。それで、国が今、返礼品を30%にしろというなかで、選挙にあたって、3億円というのは目標だからできない金額じゃないんじゃないか、いろいろ、他にいろいろ考えたりすればとは思った訳ですよ。現在、今、話がちょっとおかしくなりますけど、29年度、言われるように任期途中で3500万、そこから30年度の予算がですね、6千万、ふるさと納税の収入を6千万組んでありましたよね、そういうなかで、いろいろ、3億円ということで、それはそうだろうな、選挙だから1億円と書くより3億円の方が、やれない、目標としてはやれない金額だとは思えないというのがあったんですが、今度は最終的な公約によると5億円を目指しますと、なかなか、町長、5億円というのはですよ、30%にしろと、なんか魔王かなんかを確約をとって魔王を2本送りますとか言うんだったら、ばあーっと全国からくるかもしれませんが、それもなかなかなことでしょうから。何を聞けば分かりませんが、自信はありますか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

自信があるかないかって言えば、自信があるようでないようでなんですけど、これは。実際もうやらないといけませんので、あくまでも目標です。だから、目標は高い方がいい訳ですので、しかも、近隣市町村をみますと、5億円という金額は絶対不可能ではないと自分でも判断しております。ただ、今までの取組が他市町に比べるとちょっと足りなかったのかなあ、因みに、隣の肝付町は既に5億円も突破しておりますし、隣の、みなみ、南大隅町も、もう2億円そこそここきておりますし、東串良も3億円、有名な大崎町なんか15、6億円、という金額に達成しておりますので、錦江町も本腰を入れて取り組めば、5億円ちゅうのは絶対不可能な金額ではないというふうに判断してます。確実にできるかっていうのには、今の段階では何とも申し上げられませんが、近隣のこういう状況から考えれば不可能な金額ではないというふうに考えております。

2 番浪瀬議員

議長。

水口議長

はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

はい、あくまでも目標ですので、その5億が3億しかいかなかったじゃないかと言うつもりもありませんけれども、町長、そういう取組をされるんだっただけですよ、30年度の予算が、やはり6千万じゃなくてですよ、やはり目標と言われるんだっただけ、そっちも、現実性を言われれば、もう言うことではないですけども、他に、他の町村もやってるから不可能なことじゃないと言うんだっただけ、やはり私としては、予算委員会のなかで、1億を目指してると、まずは1億を目指してると言われたから、1億ぐらいのですね、そういう気持ちがあって、これに達しないじゃないか、早く何か考えろ、何か一緒にやっっていこうと、トップセールスを俺がやるというぐらいのですね、数字を、4千万そばまでは今年度もくるわけですから、後2千万の上乗せじゃなくて、もう少しですね、実際的に言われることと数字と合うようにですね、していただければなと思っております。これはですね、もう数字で表れてくるものですので、今年はいくらいった、頑張ったから2億いったぞと言えば、みんな、頑張ったなあと言うだけですよね。でも、達成というか、その辺にいかなければですよ、おい、こう言ったが全然じゃないかと、みんなから言われますので、努力をしていただいて、頑張っていたいただきたいと思っております。その熱意を貰いたいと思っております。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

個人的には1億円ぐらいを目標にというふうに思っておりますが、予算の建前上ですね、歳出は上限で歳入は控えめにという予算を作るとき原則がありますので、当然、収入を1億円みれば、支出の方もその分だけ余計予算をみるという、そういうことも出てきますので、あくまでも当初予算の分は主管課と検討して、6千万としました。気持ちのなかでは、6千万というのは最低限にしたいなあというふうに考えております。いろんな面で積極的に、町の産品も含めてふるさと納税に対する寄付の要請、或いは、うちの町は、ただ単にふるさと納税をしてくれということではなくて、百人委員会を開いて、ふるさと納税の利用の目的とか、そういうところも明確にしておりますので、そういうところをアピールしながら協力・支援をしてもらえるような呼びかけをしていきたいと考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

はい、頑張っていたいただきたいと思っております。もう時間も来ましたが、町長、1番目の貸付ですけども、やはり、なかなか錦江町で働こうと思っても、なかなか仕事もなくて、大変な人達も多いわけで、それで、一次産業を頑張

ろうと、農業しかここはないと思ってやってる方々が多いわけですので、やっばい、畜産の方々にしても子牛は高いけど親牛導入というのは、やっばい、なお高くなってますし、生活が、高く売れるから生活が楽になったというわけではなくて、飼料も上がってるし、いろんな方々、大変な方々にですね、新規ばっかいじゃなくて継続して農業をしていかれる人達にも目を向けていただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

[2番浪瀬議員、質問者席より降壇]

水口議長

2番浪瀬君の一般質問が終わったところで、ここで休憩を10分間取りたいと思います。

11時10分から再開いたします。

休 憩 午前10時57分

開 始 午前11時10分

水口議長

休憩を閉じて会議を開きます。はい、静かにお願いします。

次に、7番川越君の発言を許します。7番川越君。

7番川越議員

はい、7番。

[7番川越議員、質問者席へ登壇]

7番川越議員

先に2点ほど、通告をいたしておりましたので順を追って質問をして参りたいと思います。

まず1点目は、空き家等の住宅の対策について、今回、選挙公約であったり、所信表明であったり、施政方針において、空き家を町営住宅として借り上げ、町が、町負担でリフォームをし、改修を行ない、そして、町内の住居者の確保を図るというような形で、町長の提言でございましたが、錦江町はただ今、住宅のリフォームについても、家族構成によりますけれども上限20万、或いは30万といったような補助金も出して、個人の住宅もリフォームするようなチャンスも与えているところです。そしてまた、老朽化をした建物には、住宅の解体の費用を上限30万まで交付をしながら、危険を伴うような家屋については、持ち主が自らその建物を撤去していくというような補助金も交付をしております。また、町外から移住をして来られる方に、専用に、貸していた、いただける住宅についてもリフォームとして30万円ぐらいの補助金も出しているところが現状でございます。

そういったなかで選挙公約等をみると、町内にある住宅を借り上げて、町

が町営の住宅として運営をしていくというような形で示されているところ
であります。

先般の予算審議特別委員会のなかでも、空き家対策について、空き家バンクの登録者が少なすぎるが町民への啓発等の考え方を示されたいというような質疑もあったところでございます。それに対して、前例的な自治体を参考にしながら独自の計画を進めると。現在、町内には600以上の空き家があるにしても、今まで登録をしていただいたというのは、6戸、5戸から6戸程度であったと。それに対して南大隅町の場合は、非常に数字が多いわけですが、これまで87軒の登録があり、既に65軒は契約がされていると、こういったことを考えたときに、何が違うんだろうかということ、まず考えていくわけでございます。住民の意識なり、或いは建物の老朽化の状態なりというようなことも考えられるわけでございますが、町長は町内の空き家を借り上げて、町費でリフォームをし、町の住宅として貸し付けをするということでございますが、それにはまず空き家バンクの登録者の発掘をしていかなければならないというふうに考えております。先般も、本年度は空き家バンクの調査を徹底的にやるんだというようなこともおっしゃっていただきましたが、その発掘の方法、進め方をお伺いします。

水口議長

はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

川越議員の質問にお答えいたします。

空き家バンクの登録者の発掘方法についてのご質問でございますが、まずは議員のみなさんにも積極的に取り組んでおられますことに感謝をいたしたいと思います。また、まち・ひと・「MIRAI」協議会でも、自治会対抗の空き家バンク登録に向けたコンテストなども取り組んでいただいております。しかしながら、ご指摘のとおり、思ったように登録件数は増えておりません。居住可能な家屋というのが、平成27年度の調査ですけれども、380戸、一部補修をすれば居住可能な空き家っていうのが220戸、現在ではもうちょっと増えているかもしれませんが、いずれにしても、人が住める住宅が600戸以上は空き家として存在しているという実態がございます。しかしながら、現在のところでは6軒の空き家バンクの登録しかございません。町といたしましては、最低でも20軒以上には増やしたいというふうに考えております。ごうやって、このバンク登録を増やすかということ、今のところ得策はございませんが、まず私をはじめとして、職員、自治会長、住民の方々、或いは町外に住んでらっしゃる町人会の方々、こういう方々も実質的には、自分も他所に住んでるんだけど、地元空き家

を持って人達も結構いると思いますので、町人会の方々にも、あらゆる方向で呼びかけをしたい。そしてまた、転出、今から転出をされて行く方々、こういう方々についても、何らかの形で貸していけないかというような、そういう接触を図りながら、一軒でも登録を増やしていきたい。個人の所有物を登録していただくわけですので、これはもう、特段の方法というよりも、お願いするという形しか方法はないのかなあと思います。ですので、私も町長に就任してから、2軒、登録をしてくれそうな家も一応見つけました。そういう意味では、みんなで探せば何とか探せるんじゃないかなあとという気持ちも持っておりますので、是非、町民全員で空き家バンクの登録に向けて取組をしていただくようお願いするしかないというふうに考えております。以上でございます。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

はい、今、町長がおっしゃったことは、これまで私達議会なり、町民なりへ、或いは自治会長なりという方達のがやってきたことではなかったというふうに考えております。それじゃどうしても町内の空き家をば、町長が住宅として借り上げていきたいというのであれば、もっと他の施策というのはないかというのを伺ったつもりでございましたけれども、町内との関わりのある方達とかというようなことで返事をいただきました。しかし、お宅がおっしゃるその上町営住宅、空き家を町営住宅にリフォームして貸していく段階の、まず一段階が、どうやってでも空き家バンクに登録をしてもらわないと手も足も出せないんだということであるんだと私は理解いたしますが、それを予算審議委員会で言われた今年20戸くらいの設定というのでもなかなか大変なことであろうというふうに考えます。そこでですね、もう少しつっこんだ啓もうの方法というのはないのかということをおはもう一度町長に伺いたいと思います。町長、今までですね、私達も空き家対策の協力員としてチラシなども使って、いろんな、このマニフェストも作りながらしてきました。他の住民の方々も、区長さん達にしてもですね、それはそれなりのことをやってみたというふうに考えているところです。更にですね、更にもっと何か手法を考えてらっしゃらないのか、それはもうイメージ図でもいいんですがお伺いします。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

今までの空き家バンクの登録につきましては、町が、空き家を入居したい人達を紹介する、そういうようなスタンスだったと思います。で、町営住宅にリフォームする前段として、まずは空き家バンクに登録していただくということが前提となればですね、今度は町で、仮にリフォーム代を出して町営住宅として貸せることができるというふうな条件を付して募集をすると、もうちょっと応募者が増えるのではないかなと思います。今は純然たる個人の財産を借り手があつたら貸しますよという、ただ、そういう紹介的な意味合いのバンク登録でしたけれども、今回からはバンクに登録して、なおかつ、町が改修するので町営住宅として、貸すことができますよ、できますよ、その為には、まず登録してくださいという形で募集活動をすれば、もうちょっとは増えるんじゃないかなというふうに考えています。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

おっしゃるとおりと言うか、そこまで考えていらしての、その今回の施策であるとするならば、もう2番に入りますが、関連として、もう2番に入っていきますが、改修に、今おっしゃったように町が空き家をリフォームし、町費でリフォームをして、そして、町が、今度はそれを住宅として貸し付けていかれるということですよ。それも一つの手段で、空き家対策に対する手段であるとは、私も思います。それならばですね、今後、その改修に伴う基準と言いますか、町の予算なり、或いは計画、それから事業実施の年度、それから建物の老朽化、当然、古いもの、新しいものもあるわけですが、こういったものの改修事業費等を勘案して決定をされていくだろうと思うんですね、その住宅を借り上げるにしましては。ですから、その辺に、その専門家が入っていくのか、また、町は借り上げてリフォームをした部分について、どれだけの家賃の設定をしていくのか、ただ、その家だけを借りるわけではありませんので、家、土地共に賃貸借の必要があると考えます。そうした時に、その辺の借上料というのは、町だけが住宅費として収入をしていいものかどうか、いろんなもの事を考えていかなければなりません。今回、空き家を町費でリフォームして、それを貸していくとなれば、一部、空き家対策にはなると思います。そして、登録をしてくださる方もそういう条件であるならば、してくださると思うんですが、今言うように、建物の老朽化の問題、状態の問題ですよ、その辺をどの辺まで設定をされるのか、さっき言ったように建物と土地の貸借の関係はどういうふうになるのかというようなことは如何ですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

空き家と言っても程度の差があると思いますので、空き家を町営住宅として、もし借り上げようとした場合に、町費で改修する時の負担基準、それらについての質問だと思いますが、改修費用については、建築年数が長くなれば長くなるほど経費が嵩むものというふうに思われます。ですので、なるべく建築年数の短いもの、できれば10年ないし20年ぐらいの空き家を対象に、まず取り組みをしていきたいというふうに考えております。改修費用については、上限200万円程度を想定しておりますけれども、それは貸してくれる家、家によって当然、修理がほとんど必要のない家も当然出てきます、くるでしょうし、必ず、それだけの金額で補修をしなければならないということではありませんが、そのようなふうに考えております。その他に、貸すと言っても駐車スペースがなかったりとか、或いはトイレが汲み取りであったりとか、風呂の関係とか、そこら辺についてはある一定条件を付さないで、登録したからと言って、じゃあそれを即、町で改修して町営住宅として借りますというのには、なかなか大変なので、登録していただいたなかで、条件をある程度満たしているものから町営住宅として借りるというような手続きも進めていかなければいけないというふうに考えております。で、いつ頃からということについてはですけども、まだ登録件数も少ないですので、まずは、ある一定の登録を得た後に、どの家を改修するののを決めなければいけません、先程申しましたとおり、概ね、現在、今6軒しかありませんので、20軒ぐらいを、登録が出た段階で所有者に相談して、こちらで改修しますけど、貸してもらえるか、そこら辺の意思確認をとった上で、進めていきたいというふうに考えております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

町長はそんなふうに使われますけど、選挙期間中のチラシに影響をされた考え方というのは、もうどんな家でも借りてくれるんだと、それで、町がそれをリフォームをして町営住宅にするんだと、そういった印象も無きにしも非ずです。だから、その辺についてはですね、やはり、住民に説明をされる、理解をしていただくということではないと、なんでもかんでも持ってこられてですよ、ま、さっき浄化槽の問題も出ました、それで、新築10年から20年のものと、そういった希望はあってもですね、それが10年から20年のものを貸してくれるのかどうか分からないと。空き家バンクに登録をするのは持ち主の自由ですから、うちはこういった空き家がありますよってということで、ボンと登録をされると思いますね。ですから、今回いろんな形で建物なりも検討をしていかれると思いますけれども、まずもって、町が個人の住宅を借り、町費でリフォームをして町営住宅にすると、こういっ

た一連の考え方としては、さっきも触れましたとおりに、もうどんなボロ家でも、私のこんな家でも、町がちゃんとやってから、町営住宅として借り上げて、それで、ひよっとすれば家賃も払ってくれるかもしれないと、そういった住民の意識をば、掘り起こしてしまったような、そういったものであったのではないかと私は考えているところです。それについては如何お考えですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

そういうふうに取り上げた方もおられるかもしれませんが、どの住宅でも空き家を町営住宅にするっていうことは、もうあり得ない話ですので、当然のことながら、まずは空き家バンクに登録してもらうということが前提になろうかと思っておりますので、バンクに登録してきた人のなかで、また更に詳細を説明していけば、理解してもらえるのかなあというふうに考えております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

ですから、さっき言いましたように、個人が持っている住宅は空き家ですので、私のところは空き家バンクに登録しますよとおっしゃる方が本当にいい住宅を提供をされると、で、そういういい住宅から町営住宅に移行していくという考え方であろうかと思っておりますが、しかし、築30年、40年、50年の部分もくるかもしれないですね。ですから、その辺の取り扱いというのが、私の家は、バンクに登録をしたのだけれども、いつになっても町営住宅にならなただけで、というような不服が出てこないかというような懸念を、いたしております。それともう一つは、町が借り上げてリフォームをし町営住宅にすると、当然、町の住宅ですから家賃については町が収入をしますね。しかし、そこも、その辺の理解のさせ方というのもですね、さっきちょっと話をしましたが、住宅に土地が付いてくるわけですから、土地と住宅を両方賃借をしなければいけないと、それなら、住宅料を町がとって、なら土地代はどうなるのかと、そういうことも、私は出てくるだろうと思っております。で、町営の住宅を町費で町がリフォームをしてくれて、すごくよかったと。だから町営住宅だけ、私も半分ぐらいは持ち主なんだから、町が全部取らんでも、その住宅費用としては出てくるんじゃないかと。ならもう、私の家は、自分でリフォームをして、自分で個人の住宅として貸し付けをしてもいいんだけど。個人個人ですもんね、そういうようないろんなケースも、私は考えられると思っております。ですから、安易とは言いませんが、町長が考えた末での、空き家バンクに、登録をしていただく為にはこういった施策もい

いのではないかというふうに考えていただいたと思うんですが、やはり、今後、設定をされる家賃の設定、それから、それに伴う建物の賃借の関係、それから、何年ぐらいのものをどのようにするのか、さっきちょっと触れたように、新しいものであれば、さして手は要らないけれども、触るところも出てくる、浄化槽も出てくるというようなものも、どういうふうに町としてはするのかというようなことをですね、上限200万ということではないと、私は思います。ですから、そこら辺を設定するには専門家の人も、やっぱ入っていかれて、建物の評価なりというのをされる必要があるのではないかというふうに考えますが、今後、専門家の方達との、取り組んでいくというようなことは考えられませんか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

おっしゃるとおりだと思います。で、今後はですね、空き家バンクの登録の推進と併せて、役場の庁舎内に検討チームを設置して、例えば、その家の審査であるとか、そういうのについても、審議を進めていきたいと思います。それから、土地、建物だけではなくて、土地まで一緒に借りるのかということについても、当然、個人の財産をこちらが借りるわけですので、土地まで貸してくれる云々というのは個々によって対応が違うかと思うわけですけれども、そこら辺も基準を今から設けようと思っております。で、先程も申しましたとおり、まずは登録者数を増やすことが、まず第一です。で、登録した方々のなかで、先程おっしゃった、土地まで貸してくれるかとか、或いは借用する期間も概ね5年ないし10年ということ想定しておりますけれども、10年は貸せられない5年しかということも、当然出てくるかと思えます。じゃあ、10年貸すところと5年貸すところを、修理代を全額みるのかということについてもですね、それは投資的なこともありますので、そこら辺もいろんなケースがありますので、登録をしていただいた方々を対象に、具体的に検討はしますけれども、基本的には庁舎内の検討会を作って、今、川越さんがおっしゃったように、家だけ貸す場合と、土地も一緒の場合と、5年の場合と10年の場合と、それぞれの対応策を検討していきたいと考えてます。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

私どもも、空き家に対してはいろんな話し合いもしたりしているわけですが、そのなかで一番ネックになるのは、家の中にいつまでも親の道具が置いてあるとか、なかなか、空き家、本来の空き家というか、本当の空き家に行かないというような状況もあるだろうというふうに考えております。そ

ここで、3番目に入りますが、空き家環境と言うふうには書かしていただきましたが、家財道具等の搬出、或いは、その運搬というようなことについては、どの様に考えていらっしゃるのか。家財道具等は個人の責任となるだろうとは思いますが、もし、そこがネックであれば、そこも、やっぱり同時に解決をするような対策が必要なのではないかとというふうに考えております。因みにでございますが、南大隅町等については、非常に、住宅施策が、非常に厚みのある政策があるようでございます。こういった住宅環境についても、5万円ぐらいの補助金を出しながら、個人の財産を処分をしていただく、中に入っている消耗品等を全部処分していただく、引っ越しをして、させていただくというような、持ち出していただくというような、そういった施策をとっているようですが、空き家になかなか登録できない原因の一つは、昔の、親なりの荷物が入っているというのが、そういった意見が、本当に多いでした。ですので、やはりここはそういった対策もすれば、ある程度スムーズにできるのではないかと思います。どのようにお考えですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

家財道具の搬出とか、それらの、関してでございますけれども、一番理想的なのは、空き家の一室、或いは敷地内の倉庫を家財道具の置き場に利用できる、そういう空き家が一番理想的ではありますけれども、そのような条件でない空き家については、別途、家財道具を収納する場所を確保する必要があると思います。一番いいのは、登録する段階で家財道具等を処分していただくことが、一番いいわけですが、どうしても残したいというのであれば、収納する場所の確保は、これはもう絶対必要かなと思います。そのためには、家財道具だけを収納する空き家を、人が住むのじゃなくて、家財道具だけを収納する空き家を登録してもらえませんかというような空き家の、今度は募集、或いは、今、廃校舎も部分的に利用されておりますけれども、廃校舎の一部をトランクルームとして活用できないかというように、ことも含めて家財道具の収納の検討も併せて進めていきたいと思っております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

そういった考え方も一案かもしれませんが、例えば5年から10年の間に一つの部屋にそういう家財道具を押し込めていても何もならんわけですよ、本当は。ですから、5年から、もう使わんようなものは使わない不用品ですがね。だから、その辺の考え方をすると、持ち出して、やっぱりすっきりした形ですね、空き家というのを設定されるのがいいのではないかな

というふうに私は考えます。で、家の道具についてもですね、1年、2年使わないのは、過去、これから先は使わないんだといいようなことだと思っんです。ですから、1ヶ所にまとめておくよりは、もう綺麗に処分をなさると、1度、移住者用の住宅について伺ったことがありましたが、その時には、古民家で、こういうところに住みたいと、だけど仏壇があったり、いろんなものがあると、それならば、1つの部屋に、そういった仏壇とか家財道具を入れて、そして残ったところを使っていただくと、そういった説明も受けたようでしたが、しかし、空き家として、町が町営住宅とするならば、やはりそういったものは、もうすっきりとですね、して、後に問題が残らないような形で貸していかれるのがいいのではないと思いますが、如何ですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

空き家の補助事業のなかで家財装具撤去及び処理というので補助は、現時点でございます。ただし、私も、これはちょっと思ったんですが、補助率が費用の20%で10万円を上限とか、そういうのがありますので、この制度があるにもかかわらず、なかなか進まないというのは何らかの原因があるというふうに考えますので、ま、制度としてはありますので、ここの中身をですね、検討の余地はあるかもしれませんが、今ある制度を何とか活用したいというふうに考えております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

空き家の対策については、今後、いろんな形のなかで進めていかれるだろうというふうに考えております。そこで、さっき触れました、もうあれもこれも町がしてくれるんだよというようなことでは、決してないのだということの説明も、やっぱりちゃんとしていかれるべきだというふうに考えます。ですから、これはもう一般財源でやられる部分でしょうか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

一般財源で、一応始める予定ですがけれども、最終的には国の制度もありますので、その為には、基本計画彼是をずっと作らなければいけません。それを最終的には、国の事業を導入できるように整備を進めていきたいと思えます。まずは、町の単独で進めながらと考えております。

水口議長

はい、7番川越君。

7 番川越議員

はい、いろんな形で、専門家等を入れたりというようなことも出てくると思いますが、空き家が有効に利用されるように、また、なんでもかんでもいいんだというような、住民の意見の打消しと言いますか、理解と言いますか、そういったものは常にやっていただくようお願いを申し上げます。

それでは、次に女性懇話会の設置についてをお尋ねをしますが、女性懇話会という新しい名称がここに出てまいりました。内容については、女性目線で問題点等の確認・改善をする為、地域、年齢、職種を問わずに様々な観点から協議をする女性懇話会を設置をするということでございます。

女性懇話会を進めていく土台というものについては、町長、どんなふうイメージをしていらっしゃるのか、その手法とか、或いは、懇話会の土台かというようなことをお尋ねします。というのは、町内に、女性団体というものも、現実にあります。で、また地区公民館においても、徐々に女性部の確立というのが、できている、きているというふうに私は理解をするところです。それで、更に女性懇話会の設置ということになりますと、町長がどのような手法で、進めていかれるのか、その方策について伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

今、川越議員もおっしゃいましたけれども、川越議員自体もかつては婦人会のいろんな活動もされていらっしゃいましたし、町内には集落ごとに婦人会があったりだとか、そういう、或いは、今も農協婦人部がありますけれども、集落単位で、いろんな女性の人達の集まり、会合というのはありました。最近女性団体もないというわけではありませんが、その数とかっていうのは、非常にもう、少なくなってきました。で、かたや、町民の半分以上、有権者の半分以上は、女性の方が、女性がいますわけですが、議員さんにつきましても、12名のうち1名しか議員さんがいないということやら、そういう意味では、行政、いろんな施策について、女性の意見をもうちょっと反映すべきではないかと、そういう意見も以前から聞いておりました。そういうことで、今年の早い段階に、公民館単位で女性を対象に地区懇談会を計画したいというふうに考えております。本来なら、集落ごとと言いたいんですけど、なかなか大変ですので、公民館単位で、女性を対象にした地区懇談会を開催したいと。で、現在、子育て、いろんな生活環境、介護、日常生活の中で女性のみなさんが感じている問題点、改善点の意見を出していただいて、それぞれの分野ごとに、例えば、それなら教育に関する女性の懇話会とか、或いはゴミとかを含めた生活環境に関する事とか、或いは介護の事とか、いろんな、そういう分野ごとにですね、委員会みたいなものを作って、そのなかで、もうちょっとこうしてもらいたい、或いは、逆

に予算で、こういうことを予算化してもらいたいというようなものを出してもらいたいと考えております。

会の運営や代表者等については、参加していただいたみなさんのなかで行ってほしいというふうに考えておりますけれども、活動の内容、経過等については、広報紙等を通じて、現在、女性の人達がこういう協議をしているってというような周知活動も、行政の方でやっていきたいというふうに考えております。

水口議長

はい、ちょっと待って。傍聴者の方をお願いをいたします。静かに傍聴をされるようお願いをいたします。はい、7番川越君。

7番川越議員

はい、それでは、現在ある地区公民館等の女性部等が、言えば、女性部等に対して、今回、その懇話会を持っていかれるわけですね。という説明ですよ。いいです、町長。

女性の団体というのは、非常に、何と言いますか、緻密というのか、男性の団体等とは、また、ちょっと違った観点でですね、例えば、役員が回ってくるのではないとか、自分がリーダーにならないといけないんだろうとか、そういうこともですね、あえて、今まであったわけですが、そういったなかでですね、女性の懇話会を、町長が持たれるのであれば、これはですね、職種別の方が私はいいのではないかとこのように考えています。現在ですね、町内にある女性団体は、農協を中心とする農協婦人部であったり、商工会を中心とする商工婦人部であったり、或いは栄養改善推進員であったり、母子会であったりですね、PTAであったり、各所のいろいろなものの組織というのが、ある程度出来上がっております。そういったなかで、町長が新たに女性懇談会をされるのであれば、その基本になるリーダーの育成とかですね、或いは人材の掘り起しとか、そういったものの方が、まず力を入れていかれるところではないかなというふうに考えているんですが、如何でしょうか。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

はい、確かに職種別っていうのも、一つの考え方であろうと思います。ただ、今度は、子育てとか介護というのは職種に関わらず、いろんな広範囲に及ぶ内容だろうと思います。ですので、職種別っていうのも、当然、考えるべきことかもしれませんが、検討課題の内容によって分けるっていうのも、例えば、子育てだと、概ね、もう年齢が限られてきますけれども、

職種だと、他の職種の人達との交わりがありませんので、例えば、子育てなら、子育てだけに関係する人達は、業種に関係なく、いろんな子育ての悩みとか、問題点とかっていうのを提案してもらおうというのも、一つの方法かなと思います。当然、職種別のものも、当然、否定するわけではありませんけれども、それも一つのカテゴリーとして位置付けることは、別に悪いことではないと思いますので、ただ、全部を職種別で全部っていうのではなくて、先程言うように、分野別っていうか、子育ての部分、介護の部分、或いは、それ以外の部分っていうのも、問題ごとに分けるっていうのも一つの方法かなと思います。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

本来、女性の特質というのは、出産から育児に始まり、介護というところまで一貫した女性の一生であるというふうに考えております。ですから、職種で持っていくと、その事業体が持っている問題点というのは、非常にひっぱりやすい、子育てであろうが介護であろうが、女性であれば一通り通ってきておりますので、その辺は、主体にならなくてもアドバイザーという形では、十分活用ができていくだろうというふうに考えます。

本町も、男女共同参画の策定が済んでおりますので、その辺を動かしながら、女性の意見を吸い上げていっていただければいいのかなというふうに考えます。以上を持ちまして終わります。ありがとうございました。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

私が先程、答弁したなかで、今後、国の補助事業を貰えるように検討しますって言いましたけれども、個人が空き家を改修する場合は国の補助制度を貰えるように、今から計画を進めていきますけど、もう、町営住宅とする場合は、国の補助ではありませんので、そこは、ちょっと私の説明不足でしたので訂正させていただきます。

[7番川越議員、質問者席より降壇]

水口議長

はい、ただ今、川越議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。このまま、あと2名の発言者がございます。皆さんにお諮りします。このままやりますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

水口議長 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

水口議長 次に6番、池田君の発言を許します。6番。

6番池田議員 はい、6番。

水口議長 はい。

[6番池田議員、質問者席へ登壇]

6番池田議員 はい。早速質問を始めさせて、始めたいと思います。
1番目、コミュニティバス等の増便についてですが、高齢者による交通事故の増加を防ぐために、自動車免許証の自主返納を推進する中で、現在の交通情勢に不満を抱く住民が増えてきているが、今後どのような手立てを考えていくかお伺いします。

木場町長 はい。

水口議長 はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 池田議員の質問にお答えします。
高齢化に伴う地域交通網の対策についてでございますが、現在、町独自の交通対策としまして、コミュニティバスを運行しております。大根占地区では月曜日から金曜日まで各地区から中心部へ往復と大根占地区を巡回する便で運行しております。
田代地区では内ノ牧や花瀬から大根占の間を毎日7便運行しております。加えて水曜日に辺志切・郷ノ原地区、金曜日に麓・上部地区と田代保健センターを結ぶ福祉バスも社会福祉協議会が運行しております。
また、田代地区はこれより他に社会福祉協議会が老人送迎事業を行っております。月曜日には川原地区、水曜日には麓地区、金曜日は大原地区を巡回し、田代保健センターを往復する便です。
現在のところ、これらの運行を維持し、継続していきたいというふうを考えております。住民の方々のニーズに地域ごとに異なっているケースもあることから、十分調査のうえ必要があれば見直しをしていきたいというふ

うに考えております。

また、運転免許証を自主返納していただいた方々にはタクシー利用券を交付しておりますので、こちらの利用もしていただければというふうに考えております。以上です。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、ただいまの、これまでの施策を維持していきたい、それからまた、いろいろあれば、見直しもしていきたいという回答でございまして、また、タクシー利用券があるということも言われましたが、このタクシー利用券も私たちは委員会等なりで説明も受けております。タクシー券が年間に配布されているという説明も受けたんですが、初年度だけなのかと、少しわかる範囲で、もう少し分かりやすく説明ください。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

保健福祉課長に、交付状況と利用状況を報告させます。

水口議長

保健福祉課長。

城下保健福祉課長

ただいまのご質問にお答えいたします。タクシー券につきましては、75歳以上の免許を持たない方に対しまして交付をしております。また、同じく免許を持たない身体障がい者の1、2級の方に交付をしておりますが、現在免許証を75歳にならなくても返納をした場合、警察署で証明を持っていただければ、順次、500円のタクシー券を24枚、1年間に交付をしておりますので、そのような状況で交付をしております。以上でございます。

6番池田議員

はい、6番。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、交通弱者が増える割合は市街地よりも中山間部が圧倒的に多い訳ですが、本町におきましても、だいたい上場地区がそれにあたると思いま

す。町の方では買い物も病院も大体近くにありますが、上場地区からはバスは乗り継いで行かなければならずまた、その便が少なければ大変苦勞する訳でございます。また、タクシー券を利用いたしましてもその額は多くなります。このタクシー券は初年度だけなのか、あるいは毎年なのか、それと今後この配布の枚数を増やす考えはないのか、伺います。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

はい。タクシー券については毎年です。金額については、今現在500円だと思えますけれども、確かにですね、田代からこっちに来る人も500円、神川とかあっちから来る人も500円という事で、500円はどうかという意見は聞いております。そこら辺について、検討はしないといけませんけれども、そこらについてはもうちょっと時間をいただきたいと思えます。現在、年に24枚交付しておりますので、その枚数がどうか、場合によっては多いという人もいらっしゃるでしょうし、金額も500円でどうかと、もちろん500円よりも多い方がいいという意見は多いとは思いますが、そこら辺も再度、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

6 番池田議員

はい、6 番。

水口議長

はい、6 番池田君。

6 番池田議員

はい、今後また検討していただきたいと思えます。

コミュニティバスという言葉につきましては、広い意味、広義に解釈いたしまして、質問してるところでございます。田代では、週に1回、町の福祉バスを巡回して上部地区におきましては、先程説明もありましたが、金曜日には折小野、表木、山下などを通り、また川原地区の一部におきましては水曜日に、早瀬、郷ノ原、辺志切、鶴園を通り、三州バスの田代バス停まで運行しております。今後、この便を週2回にする考えはございませんか、伺います。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長 コミュニティバスの増便の件についてですけれども、大原校区のコミュニティバスは、田代中学校のスクールバスも兼ねておりまして、内ノ牧から下り便は朝 7 時となっております。これ以降に発車する下り便の便を増やしてほしいというような事だろうと思いますが、町全体のコミュニティバスの運行状況とかというのを勘案しますと、今のところ、その便数を増やして、増やしたいという事についてはですね、町内全体のバランス的な事もありますので、現行のままでいきたいというふうに考えております。

6 番池田議員 はい、6 番。

水口議長 はい、6 番池田君。

6 番池田議員 あとで大原の件は質問したいと思っております、今、巡回バスですね。福祉バスを利用した、この今週に 1 回、例えば水曜日と金曜日ですね、折小野から山下に行く分、それから水曜日の早瀬からこの鶴園に来る、この便の方の、あのこれを、週に 1 回なのをば 2 回にする考えはございませんかという所の質問です。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 先程、ちょっと申しましたけれども、地域ごとにですね、いろんな需要は違うと思います。週 1 回しかコミュニティバスが出てないエリアもあつたりしますので、基本的には現行のサービスを維持するっていう原則で考えていきたいと思っております。

6 番池田議員 はい、6 番。

水口議長 はい、6 番池田君。

6 番池田議員 はい。今、週 1 回なんです、例えばですね今月の 21 日、明日ですが、春分の日で運行がなされない訳ですね、この川原地区の早瀬、郷ノ原、辺志切線ですが、こういう時が週に 1 回無いという事になりますので、こういう時はまた、代替運行などをば、また、考えてもらいたいという要望などもございますので、検討をよろしく願いいたします。

それからこの、バスの運行に関しましてですね、今のこの行路ですが、折小野線、あるいはこの郷ノ原線ですね、運動会とか秋まつりも、今まではですね運動会であれば教育委員会、秋まつりやれば産業振興課ですか、担当でそれぞれ路線をしてると思いますが、この福祉バス路線ですね、既存のこの

三州のバスのない通路をば走らせる考えはないか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

住民生活課長に答弁させます。

大寺住民生活課長

はい。

水口議長

住民生活課長。

大寺住民生活課長

まず、この巡回バスのですね、運行についてでございますけれども、この巡回バスの運行につきましては、福祉センターに運転手として雇われている方が、来る日にこのバスは運行しております。現在、金曜日と水曜日にこの麓・上部・辺志切・郷ノ原地区をカバーして回っているという事ですね。ですから、そこのバスが運行してないので、この月・水・金になっていきますので、ただいまのご質問に、運行してないところに、三州が運行してないところに、カバーする考えはないかという事でございますけれども、それで今運用しているという事ですね。実際。

6 番池田議員

今は、秋まつりとか、その時に、この三州バスのどっちか、例えば秋まつりの時には運行してないんじゃないですか。この地区も回っていますか。巡回バスが。

大寺住民生活課長

巡回バスは月曜日と水曜日。

6 番池田議員

いえ、秋まつりの時です。

水口議長

ちょっと、休憩をします。ちょっと休憩。

休憩 11時59分

再開 11時59分

水口議長

休憩を閉じて会議を開きます。はい、総務課長。

新田総務課長

はい、今、池田議員のご質問の件については、本一般質問におけるコミュ

ニティバスの増便にという事が主眼でございますので、その秋まつりとか個別の事業についての、事につきましては、ちょっと通告以外ではないかなというふうに認識しております。ただ、あの参考までに申し上げますと、その全てをいろんな秋まつり等についても、全ての地域を網羅するような運行というのはなかなか厳しい状況でございますので、現状の中で、現状に基づいて利用していただく方に提供はしておりますが、なかなか利用者も少ないという事も報告を受けております。以上です。

6 番池田議員

はい、6 番。

水口議長

はい、6 番池田君。

6 番池田議員

はい、関連で質問してしまいましたが、そういう地域の方も回ってほしいという声も聞かれますので、ご検討願いたいと思います。

次に、先程もでたんですが、大原校区のコミュニティバスはですね、主に学生を対象とした朝の早い時間帯でございます。これは、7時ちょっとに出るんですが、高齢者を対象とした便をですね、増やす、そういう声が聞かれますが、その考えはないかを伺いたいと思います。再度。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

田代中学校のスクールバスを兼ねたコミュニティバスの事ですね。朝の7時だと時間が早いので、それ以降に増便をしてほしいという事ですかね。

6 番池田議員

あまり早いので。

木場町長

確かにそういう要望はあるかと思いますが、1便走らせるために相当の経費も掛かりますので、朝早くて、ちょっと時間的にはあれかもしれませんが、先程述べましたように老人等の送迎バスを利用するなどの方法で、何とか対応していただければと考えております。

6 番池田議員

はい、6 番。

水口議長

はい、6 番池田君。

6 番池田議員

はい。やはり、あの、とても大原地区はですね冬の時期は寒くてですね、氷点下の時期が続くものですから、やっぱり7時ぐらいの便に、病院とか買い物に行くのに、こうバスの時間がちょっと早いというので、「9時か10時くらいになればよかたいがなあ」という声があったものでございます。先程、担当課長等を含めてですね、配布したこのコミュニティバスの時間表があるんですが、最新の時刻表ではないようなんですが、質問の意思には参考になると考えますので、これを見ていただければ大原小がですね、だいたい今、7時8分に出ておりますが、次の便がですね、大原には来なくて花瀬橋から8時36分に大根占に向かう便があるんですが、これをですね、花瀬からではなくて大原から、例えば出す便を増やしてもらえればこの時間はですね、この下の方に書いてありますが、例えば大原前を8時30分にだしてもらえればですね、ここに、ちょっとした時間しかない訳ですので、花瀬橋からだすよりも、ちょっと大原小前まで出してもらえれば、8時半にしてもらえれば、助かるんだがという声も聞かれております。そこあたいの検討してもらえる事ございませんか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

あの、始発を花瀬橋じゃなくて大原小に延長をしてほしいという事ですけども、距離的にもあれですので、詳細をまた調べて担当課の方で検討をさせるように致します。

6 番池田議員

はい、6番。

水口議長

はい、6番池田君。

6 番池田議員

はい、こういういろんな上場地区のですね、そういうこういう交通状況というのにいろんな考えを持たれる、足の不自由な方々もおられますので、こういう住民とのちょっとした意見交換というのを開催する考えはございませんか。意見交換会をする。

水口議長

木場町長。

木場町長

政策企画課長に答弁させます。

水口議長

はい、企画課長。

池之上政策企画

はい。池田議員のご質問に直接のお答えにはならないかもしれませんが、

課長

交通関係について住民のみなさんのご意見を聞く機会という事についてのご質問かとは思いますが、一昨年国の事業を使いまして住民の皆様のコミュニティバスに関する調査を行なったところでございます。町長の答弁にも先程少しあったかと思いますが、地区によって若干のバラつきはあるものの、コミュニティバスの運行状況についての満足度、困ってないという方が全体の8割程度を占めておりました。地区的にも、若干のバラつきはありますが、大原地区については、77%の方々が現状に満足していらっしゃるというようなところでございます。75歳以上の高齢者を対象といたしまして、町職員が全員手分けをして、全戸聞き取りでまわった調査でございますので、非常に精度は高いかと思っておりますが、ただ、時代の流れと共に住民の皆様のニーズが変わることも、当然あるかとは思いますが、町長の指示を受けまして、住民の皆様の意見を伺う機会等々は今後も創出しなければなりません、ただ、これも町長の答弁にあったかと思いますが、バスの増便等については非常に経費の掛かることから、今言いました十分な調査を経てから検討に移さなければならないというふうに考えております。

6 番池田議員

はい、6 番。

水口議長

はい、6 番池田君。

6 番池田議員

はい、今後自主返納もですね、増えてまいると思っていますので、住民の声を聞いていただき改善していただきたいと考えます。

続きまして、2 番目の観光行政の質問に入りたいと思います。第1次産業の発展を推進するとともに、観光行政にも力を注がなければならない中、今後、インバウンド（訪日外国人旅行者）のことですが、増加が期待されるが誘致活動、観光案内の看板設置、観光ガイドについてどのように考えておられるか、伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

はい。現在、外国からの観光客は、鹿児島県全体はもとより、この大隅地域でも増加傾向にあります。錦江町においても、昨年、70名程の外国人団体の日帰りツアーを、受入を行った実績もでございます。

また、外国人旅行者の受入体制の整備については、昨年度、神川大滝、神川キャンプ場、花瀬川石畳周辺において、W i F i の整備を行い、通信体制、通信体制整備を行なったところでございます。逐次通信体制を整えていきたいと思っております。

観光案内板については、英語表記はしてありますが、多言語表記は今後検

討してまいります。まず、本年度作成するパンフレット等については、多言語標記も取り入れた観光ガイドマップを作成する予定でございます。

6 番池田議員

はい、6 番。

水口議長

はい、6 番池田君。

6 番池田議員

はい。鹿児島県は1月の観光動向調査の中で、航空便では鹿児島からソウル便も5倍の増便によって宿泊数が3.5倍に増えたと発表もあります。また、船の便によりますとマリポートに先日はクルーズ船16万トン級で、乗客乗員6千人を超えるそうですね。それから、まっ、今後国との連携で22万トン級の船も整備される様でございます。こういった観光客とか、あるいは滞在型ですね外国人観光客にも、錦江町を含めた大隅半島の良さをアピールして、今後の観光バスの誘致に繋がなければならないと思いますが、これらについて、特にですね、トップセールスをしていく考えはないか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

トップセールスももちろんそうなんでしょうけれども、現在はですね、4市5町で設立する観光未来会議というのが組織をされておまして、広域的に取り組んでいくことが一番効果的ではないかなというふうに考えております。トップセールスと合わせてこういう観光未来会議で推進を図っていきたいというふうに考えております。

6 番池田議員

はい、6 番。

水口議長

はい、6 番池田君。

6 番池田議員

はい。現在、4市5町で広域で取り組んでおられるというのも新聞等で報告されておるところでございますが、併せて、やっぱりトップセールスも大変必要かと思っております。

まずですね、国内の観光客に対しましてもガイドマニュアルの作成をいち早く準備しなければならないと思います。そしてアジア、主に中華系とか韓国からの入込客が予想されますので、一般的な英語をはじめとして中国語、韓国語の案内板の設置、ガイドによる説明も必要かと思っております。

現在、W i F i ですね、いろいろ神川から花瀬あちらの方も普及していくと思います。また、SNSですね、あれを大いに活用した宣伝を有効利用

しなければ他の自治体とか、観光地に後れを取ってしまうと思います。

花瀬公園の石畳につきましては、約11万年前の阿多カルデラ火砕流によってできた、幅約80メートルから100メートル、長さが約2キロですね、に及ぶその絶景は外国からの観光客にも大いに感動を引き起こすものと考えます。そして観光行政の目的として、地元で金を落としてもらうためには、うんめもん会手作りの郷土弁当「竹皮弁当」やケセン団子などの販売を促進させる。また、大根占地区におきましては、松崎海岸の砲台跡におきましても、イギリス艦隊との実際の交戦をしている事で、そのストーリーには興味が湧くのではないのでしょうか。そこでこの二つの観光地をですね、インバウンドに対しましても、もっとこう大々的にアピールする考えはないか、お伺いいたします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

はい。アピールする考えが全くないという訳ではありませんが、池田議員の質問については、海岸線を使ったりとか、そういう質問でしたんで、答えは簡単ですけど、考えていない訳ではないというふうに答弁させていただきます。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、6番。

はい、関連の質問をしてしまいましたが、ほんなら次の「水遊びの里、錦江町」と銘打ってカヌー、いかだ等の川下りのレジャーを推進する考えはないか。また、松崎海岸の海を使って、SUP（スタンドアップパドルボード）これはサーフィンのような板、それよりもちょっと大きめの板に乗って立ったままですね、オールで漕ぐ、そういうスポーツみたいなものですが、の普及を進める考えはないか伺います。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

現在、あの、自然まるごと体験ツアーとかトレイルランなどのイベントも開催してまして、体験型の観光も推進しているところでございます。

池田議員の提案されるカヌーやいかだの川下り、さわのぼりなどの川活用の体験メニューについて、以前、メニュー化に向け、検討したことがございますが、子供からお年寄りまで、広くレジャー化するためには、どうしても安全性の確保、専門的な技術の習得などの課題等があり、断念した経緯が

ございます。

当然、今後、体験メニュー化していくためには、海でのそういう新しい体験型を含め、場所の選定とか安全性の確保など、メニュー化できるかどうかは検討をしていきたいというふうに考えております。

6 番池田議員

はい、6 番。

水口議長

6 番、池田君。

6 番池田議員

はい。やっぱり安全性が特に気になる所でございますが、これまで田代の大原地区、花瀬、川原地区の川におきましても、いかだとかカヌーの川下りがなされておりますが、私も実際に見たことがございますし、カヌーに乗ったこともあります。安全上はヘルメット、ライフジャケットの着用をすることで、危険性を少なくできているようでございます。夏休みには親子で、この危険性が少なければ楽しめるのではないのでしょうか。

この安全対策の見守り隊として、カヌー協会などがもし、大隅半島にでもあればですね、ボランティアの手伝いも期待できそうなんですけど、こういうのにはどうでしょうか。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

カヌーについては、私も協議会の役員もしていますので、スタッフを派遣することは不可能ではありませんが、1人で面倒がみれる人数というのは大体4人か5人ぐらいしか見れませんし、プールですのであれば充分だと思いますけれど、屋外でする分については指導者にも非常なこうリスクが伴いますので、要請してすぐ指導者が来てもらえるかどうかというのも約束が出来ない状態です。ですので、年に1回ぐらいでしたら事前に計画書を提出すれば、派遣というのも十分可能かなと思います。

6 番池田議員

はい、6 番。

水口議長

はい、6 番池田君。

6 番池田議員

はい。松崎海岸にある海はですね、波消しブロックにより多くの波はさえぎられてですね、天気の良い時などは、もうプールかと思われる時もあります。この自然を活用して、観光に活かさない手はないと考えます。もちろ

ん、地元の方や漁業関係の方々の了承も必要かと思いますが、カヌーとかSUPを使ってですね、これらの推進を、活用を行なった上で、毎年1回この水域でそういう大会を計画する考えはないか、もう一回伺います。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

観光交流課長に答弁させます。

水口議長

はい、観光交流課長。

中島観光交流課長

はい、池田議員の質問にお答えいたします。今池田議員が提案される体験型のマリンスポーツ等でございますが、近隣市町村で言いますと、南大隅町、鹿屋市、垂水市、肝付町がですね、マリンスポーツを体験メニューとした形で、この4月から動き出すような話も来ております。また、今提案がありますとおり、安全性の確保という部分が一番重要課題でございまして、保険等も含めですね、重要な課題でございます。それにつきましてもですね、今後そのマリンスポーツなどを、の体験をですね提供する民間の団体等もですね立ち上がっているような話も聞いておりますので、今後はですね、そのような民間等の団体等、そういう体験等を全部請け負っていただけるような団体等をですね、現地に来ていただきまして安全性の確保、当然、スタート地点、ゴール地点での安全にボート等を接岸する体制も必要ですので、その辺も含め検討させていただきたいと思っております。以上です。

6番池田議員

はい、6番。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、いろいろと質問してまいりましたが、錦江町ですね、この、川や海を資源といたしまして、「水の町 錦江町」をアピールしてください。観光行政の高揚を期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

[6番池田議員、質問者席から降壇]

水口議長

次に、11番右田君の発言を許します。11番右田君。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

水口議長

休憩、皆さんの意向ですよ。休憩でよければ。

[「はい」と呼ぶ者あり]

水口議長

はい、25分から再開いたします。

休 憩 午前12時18分

開 始 午前12時26分

水口議長

それでは、休憩を閉じて会議に入ります。

11番右田君の発言を許します。右田君。

[11番右田議員、質問者席へ登壇]

11番右田議員

町長の施政方針のなかで、住宅施策についてを伺います。簡明に質問もしたいと思いますので、本町の行政の最高責任者としての新町長の見解を伺います。

錦江町住生活基本計画を、平成24年2月に策定され、本町には公営住宅、町営住宅、特定公共賃貸住宅の3種類の団地があります。特定公共賃貸住宅は芝山団地1棟ですので、今回は、特に公営住宅、町営住宅を重点にお伺いします。

住生活基本計画の理念である「人が生き生きと暮らせる魅力あふれる安心な住生活の実現」に基づき、平成28年度錦江町公営住宅長寿命化計画、改訂版を策定され、5年から10年後、およそ5年スパンで計画されております。昭和30年代、大根占、田代地区、計28戸、昭和40年代、34戸が、けん、建設され、古い順に見てみますと、第二麓住宅の木造一戸建てが、昭和26年、築68年になります。そして、神川中、木造1戸、建設年度が昭和28年度になっております。築66年が経過しております。低所得者向け、高齢者向けをはじめとした住宅に困る世帯を対象とした低家賃の住宅となっております。所得に応じておりますけれども、今後、修繕・建て替えの年次計画はあるのか、本町の新町長としての見解を示していただきたいと思っております。

水口議長

はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

右田議員の質問にお答えいたします。

今後、修繕、建替えの年次計画はあるかのご質問ですが、町の公営住宅等長寿命化計画の中で修繕や建て替え、用途廃止などの計画を立てているところでございます。

建て替えにつきましては、現入居者の一時移転の住宅の確保や、現地建て替えに係る住宅敷地の関係から、現段階での建て替え工事の計画は具体化しておりません。

修繕につきましては、計画年度の前後はありますが、外壁改修・屋根防水等を年次的、計画的に行なっております。

また、小規模な修繕につきましては、その都度対応するつもりでございます。以上です。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、11番右田君。

11番右田議員

28年度に、改定版が出ておりますけれども、建て替え事業の実施方針のなかで、現地での建て替えを基本とするということが謳っております。木場だんちが28年度で8戸、29年度も引き続き2戸整備しておりますが、今まで、総務課長時代の、今の新町長の継続してこられました仕事のなかで、前町長も、計画は計画であって、余り進展していないような気がするんですよ。その辺を、新町長としての、今後の、この建て替え事業の実施方針のなかで謳ってあるような計画どおりに進めていくのか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

はい、右田議員がおっしゃるとおり、計画は10ヶ年で5年ごとに計画の見直しをするというふうになっておりますし、計画どおり実施するかどうかということにつきましては、毎年、大体2棟ずつ建て替えなりするというのが計画の趣旨であります。ただ、以前もでしたけれども、計画はつくりませんが、現実的には住宅の空きが多かったりしてするのも現実であります。それと、建て替えすると当然のことながら、現在、入居している人達が新しい建て替えに入った場合に、当然のことながら、段階的にはありますけれども、最終的には入居者の住宅料が、当然増えてきます。で、現行の入居者の状況からしますと、住宅費が大分安いです。で、仮に建て替えた場合に、3年ないし4年で、緩和されても、現在納めている住宅料よりも相当な金額になるということも事実であります。そういうような状況を踏まえて、計画どおり実施するとなりますと、また、住宅の、新築自体は入

居されたにしても、住宅自体に、また空き家が出てくるっていう可能性も十二分に考えられます。それから、先程、川越議員の方からもありました空き家を有効に活用するという事などを踏まえて、総合的に考えますと計画どおりに新築、或いは改築、建て替えてっていうのを、修繕はもちろん必要ですので、修繕自体は計画どおりしないといけないと思いますが、建て替えないし新築住宅につきましては、計画は計画としてございますけれども、いろんなそういう状況をみながら、実施に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。

11番右田議員

はい。

水口議長

はい、11番右田君。

11番右田議員

なかなか難しい問題があるのかなと思いますけれども、新町長の任期期間が33年までですか、任期は。そのなかで計画どおりにいきますと、15の計画のなか、前期にあまり動いてらっしゃらない、今までの前町長時代ですね。これを新町長の、昭和33年度任期期間中に、この計画、いや、平成33年度までに、財政面、資金面、いろいろありましようけど、後でまた基金の問題も質問しますけれども、この危険住宅は、地区65年、68年というような危険住宅は何ヶ所かあるわけですけど、その辺の対応というのはどうにかかりますか。伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

危険住宅については、極力、改修なり、建て壊しの方向で検討はしますけれども、現実的に、入居していらっしゃる場所もあります。で、そこは担当課の方で他の住宅に移ってもらって、空き家の状態にして解体を進めていくというのが実態でございますので、危険住宅についても、今後も、そのような形で対応をして参りたいというふうに考えております。

水口議長

はい、11番右田君。

11番右田議員

よろしく願いいたします。

続きまして、その入居者との、行政と、担当課の話になると思いますけれども、どういう話し合いをもって、どういう説明をされているとか、具体的にありましたら、入居者との話し合いというのを、どのようにもっていかれていくのか、先程、町長がおっしゃいました家賃の関係、その辺が一番難しいところだと思いますけれども、まず、一番問題が、今、入居されている

方々が、新しい住宅を造って、転居されて、転出されないかが一番の課題だと、その辺もあると思うんですよね。その辺の考えを伺います。

水口議長

はい、木場課長。木場町長。すみません。

木場町長

はい、どのような内容の協議かとおっしゃいましたが、私が把握している範囲でお答えしますが、現在の入居者の、当然、一次転居をしなきゃなりませんので、その一次転居に係る費用の関係であったりとか、或いは新しくできた住宅に入る時の、例えば、緩和措置を受けた後の住宅料がどういうふうな料金になりますよというようなところが、主な入居者との協議内容だと思います。不足する点については、建設課長に答弁させます。

寺田建設課長

はい。

水口議長

はい、建設課長。

寺田建設課長

お答えいたします。

今の問題につきましては、先程、町長が申しましたとおり、木場住宅では地元説明会を開催し、現在、ご覧のとおり、新しく住宅が、できて、できていくわけですけれども、その後において、木場住宅に帰ってくるというのは、今、現状では一人しかいらっしゃらない。やはり、そのネックの部分というのが、段階的に家賃の措置はございますけれども、5年後には家賃が上がると申しますか、元に戻るといふようなことが一番のネックとなっているようでございます。それから、解体予定の家屋がある関係で、木場住宅につきましても単身用が、まだ空いてございますので、そちらに直っていただけないかということについては、個別に相談をしております。以上でございます。

水口議長

はい、11番右田君。

11番右田議員

続きまして、耐用年数の問題ですけれども、耐用年数が、もう十分過ぎるぐらい過ぎて、自然災害等の、台風・落雷等の自然災害が起きた場合の任意保険の加入の件ですけれども、その辺は、保険会社共済制度で、保険加入とかそういうのができているのか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

築年数に関係なく、すべての住宅に対して一般財団法人全国自治協会の

火災、落雷及び風水害等に対応した建物災害共済に加入しております。

この共済については、一般損害保険と同様に、再調達価格に必要な保険料を掛けておりますが、自然災害については、原則、再調達に必要な算定の50%の共済金が支給されるため、被害額が全額補償されるということではございません。

水口議長

はい、11番右田君。

木場町長

はい、この保険関係で、全国的にみて、今、台風災害というのは、自然災害が大変多いわけですね。その辺で、一応、この町営住宅に入居されている方が、もし死亡事故とかあった場合には、その辺はもう個人が掛けている保険でしか対応はできないのか。今まで全国的に、そういう例で、町行政との裁判沙汰になっているというような話は聞いてないですか。伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

建物については、先程、説明しましたとおり、再調達価格の50%が共済金として支給されますけれども、人災については、詳しくはちょっと私も理解してませんので総務課長に答弁させます。

水口議長

はい、総務課長。

新田総務課長

まず、ただ今の町長の答弁ですけれども、建物自体は町が共済保険を掛けるわけですけれども、中の動産につきましては、当然、入居者負担というのが当然でございます。それから、火災、自然災害等で本人が罹傷した場合という場合のことについては、見舞金制度はございますけれども、それに対する、損害保険というのは、どの住宅であってもそういったものはないかというふうに認識しております。

11番右田議員

はい、議長。

水口議長

はい、11番右田君。

11番右田議員

さっきの、建て替えの問題に帰りますけれども、計画が平成38年度までの第2次改訂版なんですけれども、田代地区の永田、城ヶ迫住宅が、もう田代時代に造った時点で、防災上の問題もありますけれども、湿気がひどくて、なかなか入り手がいないというような状態がありまして、ここは、仮称で「新城ヶ迫団地」として非現地で建て替えるということで謳ってあります

けれども、その辺の非現地ということができると伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

城ヶ迫団地については、周りが山に囲まれていて湿気が多くて、住宅自体も、程度としてはそんなによくないのかなあというのを、私も認知しております。非現地、非現地建て替えということですので、他に場所をとということなんでしょうけれども、具体的にどこの場所かということについては、現在のところ、まだ検討はしておりません。

11番右田議員

はい。

水口議長

はい、11番右田君。

11番右田議員

そこで、非現地の事とか、いろいろ他の場所とかあるかと思えますけれども、土地開発基金の活用についてに移ります。

公用若しくは、公共用に供する土地又は、公共の利益のために取得する必要がある土地を、あらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために基金を、さっち、してあるのが土地開発基金であります。2億684万7000円、これはもう条例のなかで謳いきりで、増えもせん、減りもせんというようなことで、合併時の平成17年の4月に制定されておりますが、これを利用して、す、先行取得の土地の、町営住宅、公営住宅の場所移転で、田代も今、いろんな面で空き家・空地が多くて、先行取得する考えはないのか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

議長、今、右田さんの質問で確認してよろしいでしょうか。

水口議長

はい、よろしいですよ。

木場町長

この土地開発基金を使って住宅を建てる為の土地の先行取得っていうことでしょうか。

11番右田議員

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長	現在のところ、この住宅を建てる為に、土地開発基金を使って先行取得しようとする考えは、今のところございません。
水口議長	はい、11番右田君。
11番右田議員	そしたら、先行取得という考え方自体が、もう今のところ町長にはないわけですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	城ヶ迫住宅の非現地建て替えのことにつきましては、城ヶ迫以外のところに建てるってことなんでしょうけれども、先程、場所は特定していないと申しましたが、それ以外にも、町営住宅を用途廃止する土地もございませぬので、必ずしも、非現地建て替えとなっているからということで、土地開発基金を使って住宅用の土地を、先行取得を必ずしないといけないという状況ではないというふうに考えております。
11番右田議員	はい。
水口議長	はい、11番右田君。
11番右田議員	総務課長が、に伺いますが、この土地開発基金は、活用のこの基金額の、2億684万7千円と謳いきりの条例のなかで、利息も付くはずですけども、利息は一般会計の全額の雑入のなかに入っておるわけですか。
水口議長	はい、総務課長。
新田総務課長	基金の積立の関係ですので、それについては会計管理者の方で答弁させていただきます。
水口議長	はい、会計課長
上園会計課長	はい、お答えします。 土地開発基金の利息につきましては、右田議員がおっしゃられたとおり、一般会計の方に収入しております。
11番右田議員	はい。

水口議長	はい、11番右田君。
11番右田議員	11番。この基金を活用してですね、今、特別交付金ですか、国からの。これが、今年で地方特例交付金の歳入になるわけですか。
水口議長	誰に。
11番右田議員	誰でもいい。
水口議長	はい、総務課長。
新田総務課長	利息の件につきましては、財産運用収入という形で、利息積立という形になってるかと思います。
11番右田議員	はい、議長。
水口議長	はい、11番右田君。
11番右田議員	この住宅建設に対して、今、優先順位というのを、危険箇所からの優先順位というのが、団地団地で違うかと思えますけれども、そん辺の優先順位、順番、できたら聞かしていただきたいと思えます。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	私の方で勝手に優先順位を変える訳にはいきませんが、計画のなかでは、現在、木場住宅が終了しております。計画でいきますと、次は荒田原、第二松崎、それから第三麓、永田、城ヶ迫、このような順番で計画が、立てられております。
11番右田議員	はい。
水口議長	はい、11番右田君。
11番右田議員	これ、29年の3月に、改定版ができたわけですがけれども、前期後期の、今、この順番のとおりで進めていきたいというようなかんがえですね。
水口議長	はい、木場町長。

木場町長 特別、台風とかシロアリとか、いろんな、その特別な事情が起こらない限り、この計画順で進めて行こうと思います。

1 1 番右田議員 はい、議長。

水口議長 はい、1 1 番右田君。

1 1 番右田議員 基金の、ちょっと問題外かな、この質問は。
丁度いい時間となりましたので、簡明な答弁、感謝いたします。
以上を持ちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

[1 1 番右田議員、質問者席より降壇]

水口議長 これで一般質問は終わりました。
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
次の本会議は、3月23日の予定でございますので申し添えておきます。

散 会 午後12時50分